

旅券発給手数料(県手数料)の納付方法が 新しくなります！

●令和8年1月から、コンビニエンスストア での納付（納付書による現金払い） が始まります。



手順1

旅券の受領には、県手数料と国手数料の納付が必要です。
県手数料の納付方法は、下記の中から選択してください。

県手数料		国手数料
①コンビニ納付 (納付書による 現金払い)	コンビニ店舗に旅券専用の「納付書」を提示し、現金納付をしたうえで、「納付済証」を受取ってください。 ※「納付書」は、旅券の申請・受領をされる窓口で配布します。 (納付書の配布は令和8年1月5日からです) ※原則、旅券の受領日に納付してください。 ※「納付済証」は旅券受領に必要ですので、紛失にご注意ください。	収入印紙 購入 ※旅券受領に必要 ですので、事前 に購入してきて ください。
②県収入証紙 購入	※旅券受領に必要ですので、事前に購入してきてください。 ※令和7年12月末販売終了ですが、令和8年9月末日まで利用できます。	

手順2

下記①～②のいずれかを、
旅券受領証の県手数料欄に貼付
①コンビニ払いの方は、「納付済証」
②「収入証紙」

旅券受領証

○○○○○○○
△△△△△△
×××××××
□□□□□

県手数料	国手数料

旅券受領証と引き換えに、
新しい旅券を交付します。
※「旅券受領証」は申請時に配布します

「収入印紙」を
旅券受領証の国手数料欄に貼付

- オンライン申請の場合は、オンライン決済(県手数料と国手数料のクレジットカードによる一括払い)が可能です。
(収入印紙の購入が不要となります)
- 一旦納付された県手数料については、納付済証を紛失した場合や旅券申請の取り下げを行った場合等でも返金できませんので、ご注意ください。
- 申請書類の不備により審査に時間を要する場合やマイナポータルのメンテナンス等により、旅券の受け取りが予定日より日数がかかることがあります。渡航までに十分に余裕をもって早めに申請してください。